



九州地方における水産物行商活動の変容

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2011-07-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 周作 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/3446

九州地方における水産物行商活動の変容

中村 周作

Changes in the Seafood Peddling Activity in the Kyushu District

Shusaku NAKAMURA

1. はじめに

筆者は、かつて(1983~84年)、わが国全域を対象として水産物行商人の分布と活動の地域的展開、およびその行動上の特徴について論究した¹⁾。それによると、当時、いわゆる在来型行商人が全国で約22,000名、自動車営業者が約15,000名あった。彼らの分布は、前者が主要産地市場や大都市に近接する漁村などに顕著な集中をみせたのに対し、後者は従来の鮮魚流通の空白地であった内陸部や僻地性の強い地域に集中するなど大きな違いがみとめられた。

九州地方に関していうと、1983~84年当時、在来型行商人が7県で計4,589名(県別内訳:福岡県1,034名、佐賀県619名、長崎県940名、大分県357名、熊本県499名、宮崎県291名、鹿児島県839名)を数えた。これに対し、自動車営業は、福岡県を除く6県で計2,258名(県別内訳:佐賀県66名、長崎県470名、大分県489名、熊本県507名、宮崎県290名、鹿児島県436名)を数えた²⁾。

かつての調査から20年近くを経た今日、水産物行商は、その活動形態、活動内容ともに大きな変容が予想される。特に営業者の新規参入が見込めない在来型行商の場合、著しい高齢化、営業者数の急減、そして活動の消滅さえもが危惧される状況にあるといえよう。筆者は、先に中国地方、特に山陰地方を事例に水産物行商活動の実態に関する報告を行った³⁾。そこで今回は、第2報として、九州地方の事例について詳細な検討を行う⁴⁾。

2. 在来型行商および自動車営業活動の実態

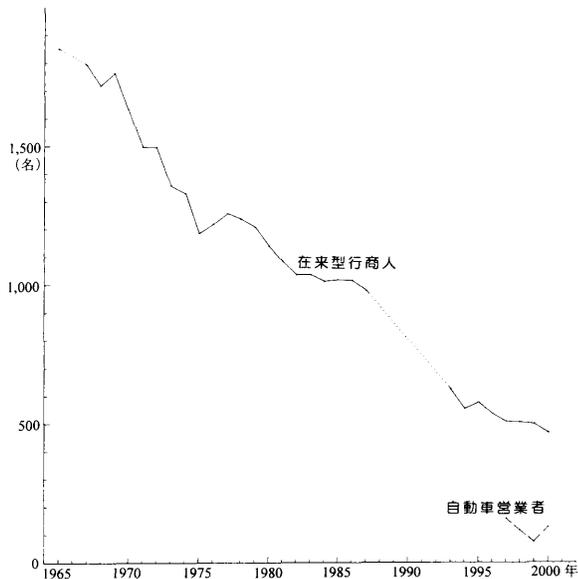
(1) 福岡県

福岡県には、在来型行商に関する条例法規として「福岡県食品取扱条例」⁵⁾があり、政令指定都市である福岡市、北九州市と他に大牟田市も同様の条例を有している⁶⁾。営業者は、これらに基づいて、営業地保健所において2年更新の許可を得て営業を行っている。なお、在来型行商では、容器材質に関する規制はないが、氷塊等での冷蔵、取扱いにおける衛生面への配慮

などが義務づけられている。

自動車営業については、従来、営業活動を認めていなかったが、1989（平成元）年の県衛生部長通知⁷⁾により、5年更新の許可を得て営業が認められることとなり、福岡市、北九州市、大牟田市もこれに倣って営業を許可している。なお、自動車営業は、機械式電気冷蔵施設車の他、氷冷蔵方式も可とされるが、魚介類専売車のみで肉、野菜、菓子などの混載車は認められていない。

第1図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、福岡県生活衛生課の資料が残っている中では、1965年の1,850名が最大であったが、2000年末で474名となった。35年間での減少率が74.4%、年当たり2.1%の減少を示した。年当たりの減少率を前回調査時の1983年以降でみると、3.2%とさらに大きくなる。一方、自動車営業者は、2000年末現在で128名となっており、過去4年間のデータではあるが、年による変動が大きくなっている。

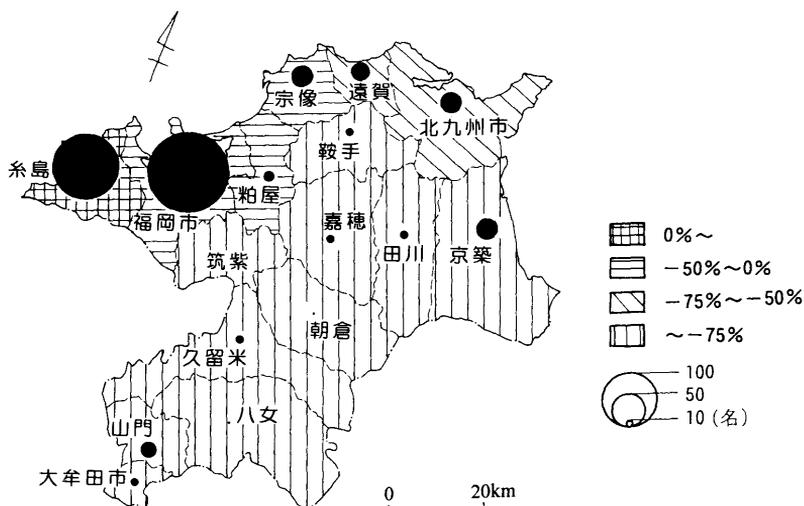


第1図 福岡県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

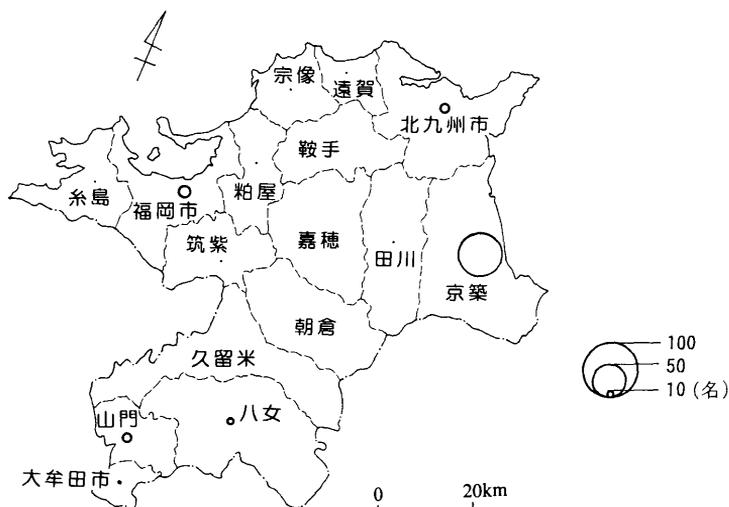
福岡県保健福祉部生活衛生課、福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課、北九州市保健福祉局保健医療部生活衛生課、大牟田市保健所生活衛生課などの資料により作成。

第2-1図、第2-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみてみる。在来型行商で営業者の多いのは、福岡市（143名）と糸島管内（120名）であり、全域的に数を減じている中で、糸島管内のみ1983年比110.5%の大幅増を示しており、都市近郊からの行商の活発化を伺うことができる。自動車営業は総じて少なく、内陸部の大半の保健所管内のように営業者のみられない地区も多いが、その中で京築管内の72名が特筆すべき存在といえよう。



第2-1図 福岡県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1983～2000年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在。福岡県保健福祉部生活衛生課、福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課、北九州市保健福祉局保健医療部生活衛生課、大牟田市保健所生活衛生課などの資料により作成。



第2-2図 福岡県における自動車業者の保健所区別分布

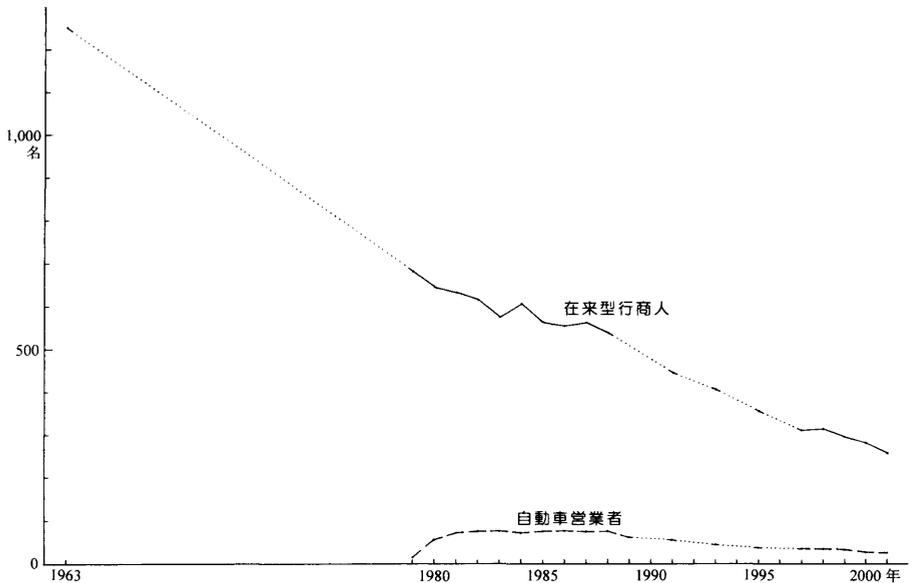
保健所管轄区は、2002年現在。福岡県保健福祉部生活衛生課、福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課、北九州市保健福祉局保健医療部生活衛生課、大牟田市保健所生活衛生課などの資料により作成。

(2) 佐賀県

佐賀県には、在来型行商に関する条例法規として「佐賀県食品衛生条例」⁸⁾があり、営業者は、これに基づいて、営業地保健所において1年更新の登録を経て営業を行っている。なお、在来型行商では、断熱材を巡らした専用のアルミ合金製容器の使用、取扱いにおける衛生面への配慮などが義務づけられている。

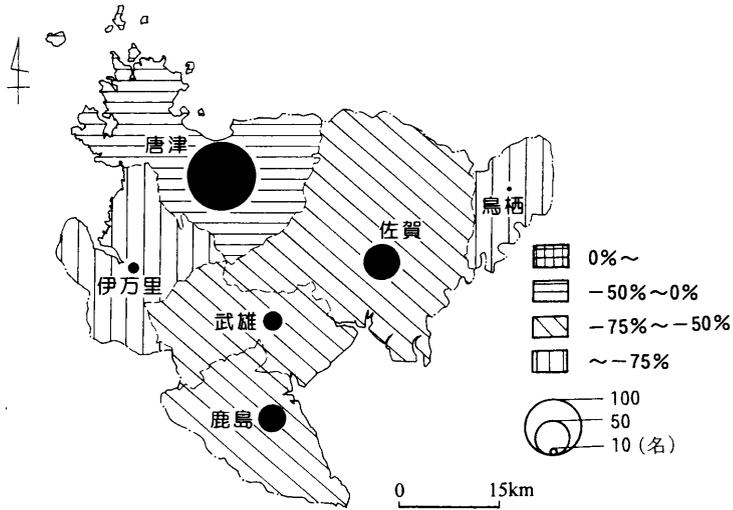
自動車営業は、「食品衛生法」の下、「食品営業車の取扱要綱」⁹⁾に基づき、これも営業地保健所において許可を得て営業を行っている。なお、自動車営業については、許可の有効期間が、かつての2年から6年に延長されている。また、佐賀県でも魚介類専売車が多くなっている¹⁰⁾。

第3図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、佐賀県生活衛生課の資料が残っている中では、1963年の1,250名が最大であったが、2001年末で256名となった。38年間での減少率が79.5%、年当たり2.1%の減少を示した。年当たりの減少率を1983年以降で見ると、3.3%とさらに大きくなる。一方、自動車営業者は、データ上では1979年の15名から始まり、87年の77名をピークに減少に転じ、2001年末で24名となった。ピーク時からの減少率が68.8%、年当たり4.9%の大幅減となっている。



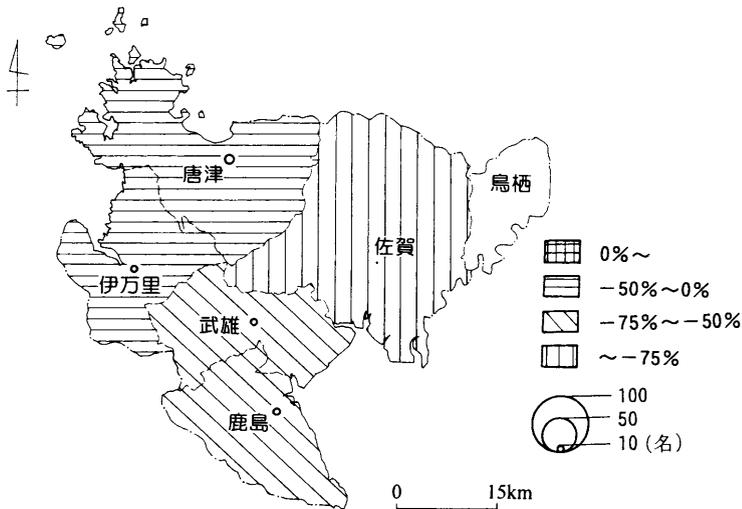
第3図 佐賀県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。
佐賀県厚生部生活衛生課などの資料により作成。



第4-1図 佐賀県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1983～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在。佐賀県厚生部生活衛生課などの資料により作成。



第4-2図 佐賀県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1983～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在。佐賀県厚生部生活衛生課などの資料により作成。

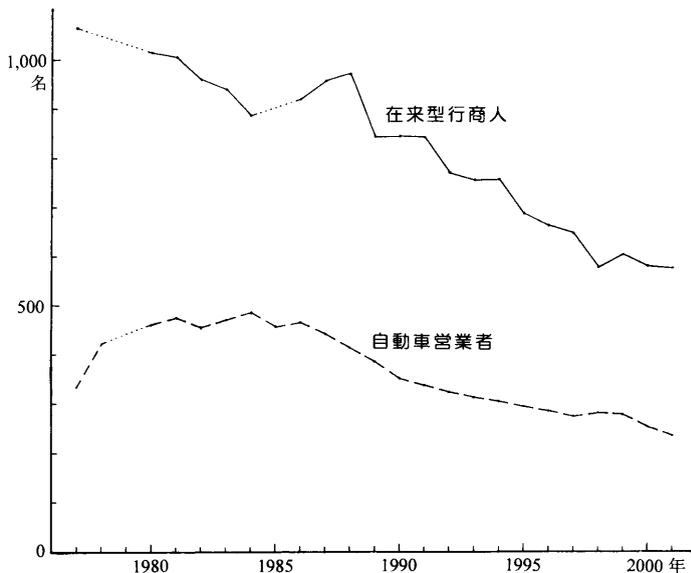
第4-1図、第4-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみてみる。在来型行商で営業者の多いのは、唐津管内（119名）と佐賀管内（52名）であり、伊万里、鳥栖管内で83年度比80%前後の減となった他、全域的に数を減じている。自動車営業は、唐津管内の10名が最大であり、県全域を通じて活動不活発地域となっている。

(3) 長崎県

長崎県には、在来型行商に関する条例法規として「長崎県食品衛生に関する条例」¹¹⁾があり、営業者は、これに基づいて、営業地保健所において登録を経て営業を行っている。この登録の有効期間は1年であったが、1997年より5年に延長された。なお、在来型行商では、容器材質に関する規制はないが、衛生面への配慮から現在は、クーラーボックスが多く使用されている¹²⁾。

自動車営業は、「食品衛生法」の下、「自動車による食品の移動営業に関する取扱要綱」¹³⁾に基づき、これも営業地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間もかつての2年から6年に延長されている。なお、自動車営業は、機械式電気冷蔵庫を設置した小型の魚介類専売車が多くなっている¹⁴⁾。前回調査では、都市部で小型魚介類専売車、農村部で多様な需要に対応した肉、野菜、菓子などの混載車が多いということであったが、この点の変化については、農村部を商圏としていた混載車の急減が背景にあるといえよう。

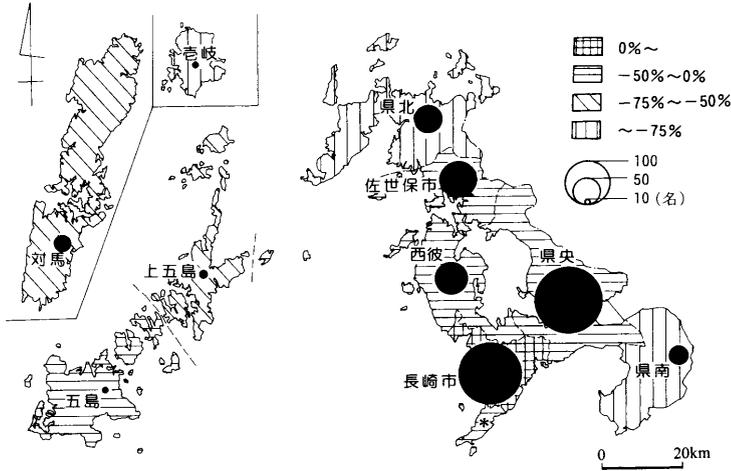
第5図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人



第5図 長崎県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

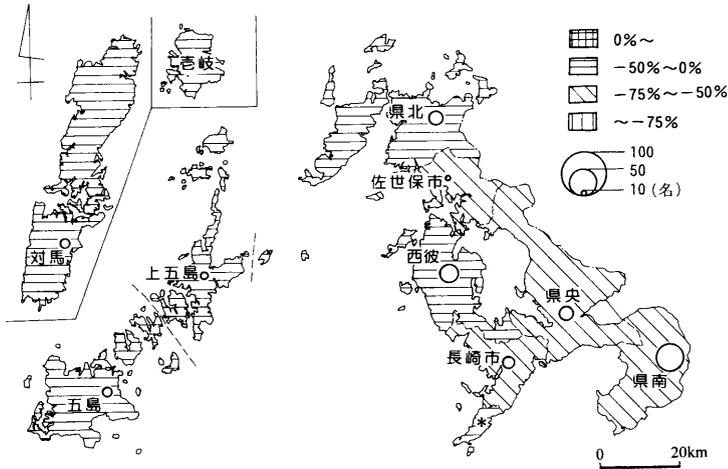
折れ線グラフの点線部分は資料欠。長崎県県民生活環境部生活衛生課などの資料により作成。

は、長崎県生活衛生課の資料が残っている中では、1977年の1,065名が最大であったが、2001年末で577名となった。24年間での減少率が45.8%、年当たり1.9%の減少を示した。年当たりの減少率を1983年以降で見ると、2.1%と大きくなる。一方、自動車営業者は、データ上では1977年の335名から始まり、84年の482名をピークに減少に転じ、2001年末で237名となった。ピーク時からの減少率が50.8%、年当たり3.0%の大幅減となっている。



第6-1図 長崎県における在来型行商人の保健所別分布および増減率

増減率：1983～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在。
*は、西彼保健所管轄区に属する。長崎県県民生活環境部生活衛生課などの資料により作成。



第6-2図 長崎県における自動車営業者の保健所別分布および増減率

増減率：1983～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在。
*は、西彼保健所管轄区に属する。長崎県県民生活環境部生活衛生課などの資料により作成。

第6-1図、第6-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみってみる。在来型行商で営業者が多いのは、県央管内(150名)、長崎市(136名)、佐世保市(74名)などであり、全域的に数を減じている中で、長崎市のみ1983年比223.8%の大幅増となった。一方、かつての集中地区であった県南、県北管内、離島の壱岐、上五島管内は軒並み83年度比75%前後の大幅減となった。自動車営業は、県南管内(50名)、西彼管内(41名)などに集中がみられ、かつて多かった県央、長崎市、佐世保市などは、軒並み83年度比60%台の減となった。

(4) 大分県

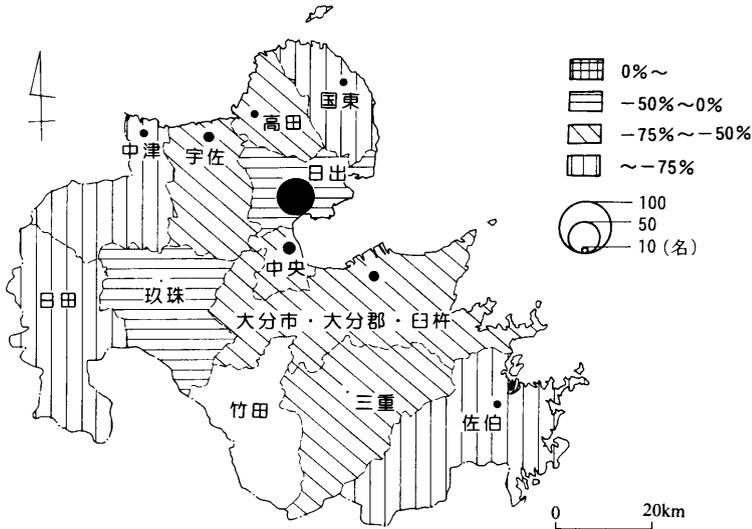
大分県には、在来型行商に関する条例法規として「大分県食品行商取締条例」¹⁵⁾があり、営業者は、これに基づいて、営業地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての2年から5年に延長されている。なお、在来型行商では、断熱材を巡らした専用の合金製、もしくは合成樹脂製容器の使用、取扱いにおける衛生面への配慮などが義務づけられている。

自動車営業は、「食品衛生法」の下、「自動車による食品営業取扱い要領」¹⁶⁾に基づき、これも営業地保健所において許可を得て営業を行っている¹⁷⁾。こちらの許可の有効期間は、かつて新規2年、更新3年とされていたが、現在は5年に統一されている。なお、自動車営業では、機械式電気冷蔵施設の設置が義務づけられている。また、大分県では魚介類専売車と肉、野菜、菓子などとの混載車の両方がみられるが、近年、後者の減少が著しいとのことであった¹⁸⁾。

大分県では、経年変化を捉えるデータが得られなかったため、前回調査の1983年と今回のデータを比較することで、その変容の把握を試みる。その結果、在来型行商人は、367名から2001年現在で133名となった。18年間での減少率が63.8%、年当たり3.5%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、489名から2002年現在で273名となった。19年間での減少率が44.2%、年当たり2.3%の減少を示した。

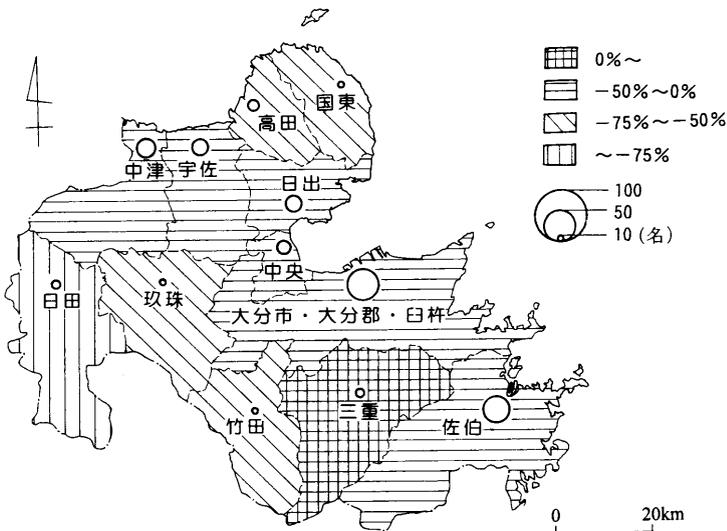
第7-1図、第7-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみってみる。在来型行商では日出管内(56名)が群を抜いており、かつての集中地区であった大分、別府(中央管内)や県北地区では激減していることがわかる。一方、自動車営業では、大分市・大分郡・臼杵管内(52名)や佐伯管内(44名)など沿岸都市部に営業者の集中がみとめられるが、一方で、内陸の三重管内が、前回調査時の0から11へと増加しており注目される。

自動車営業では、魚介類専売車の割合が大きくなっているとのことであったが、専売車と混載車の地域的な展開についてふれる。個別に保健所に問い合わせたところ、沿岸の産地市場を抱える地域では専売車が大半を占めていることがわかった。つまり、自動車営業が魚介類店舗販売に対して補完的役割を果たしているのであり、実際に店舗経営者がその延長として自ら自動車営業を行っているという報告も得られた¹⁹⁾。一方で、混載車が自動車営業者の半数以上を占めているのが、三重管内(11名中の6名)と竹田管内(10名中の5名)であり、いずれも内陸僻地の多様な需要に対応するものであることが理解された。



第7-1図 大分県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1983～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在。一部改変（支所区も保健所区として表記、また、大分市・大分郡・臼杵保健所管内を合わせて表記）。大分県生活環境部生活衛生課、大分市保健所などの資料により作成。



第7-2図 大分県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

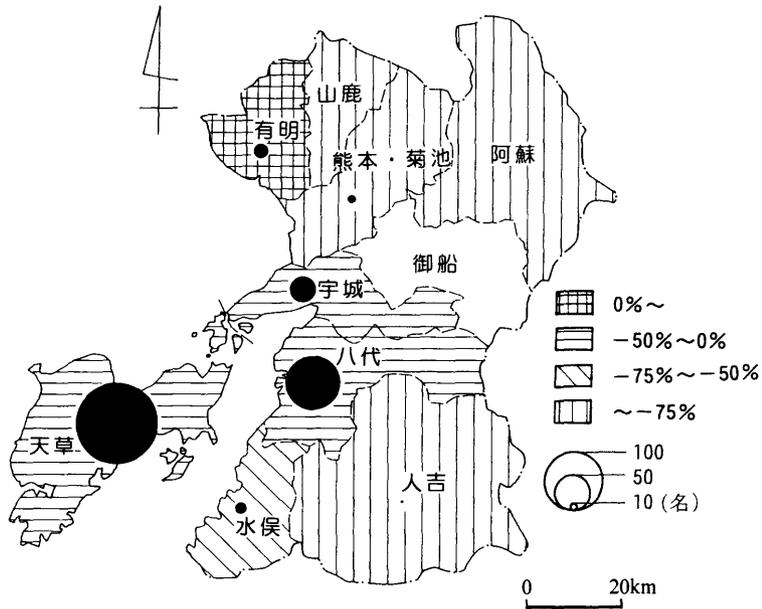
増減率：1983～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在。一部改変（支所区も保健所区として表記、また、大分市・大分郡・臼杵保健所管内を合わせて表記）。大分県生活環境部生活衛生課、大分市保健所他13保健所の資料により作成。

(5) 熊本県

熊本県には、在来型行商に関する条例法規として「熊本県特定食品衛生条例」²⁰⁾があり、営業者は、これに基づいて、営業地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての2年から5年に延長されている。なお、在来型行商では、専用の金属製、もしくはプラスチック製容器の使用、取扱いにおける衛生面への配慮などが義務づけられている。

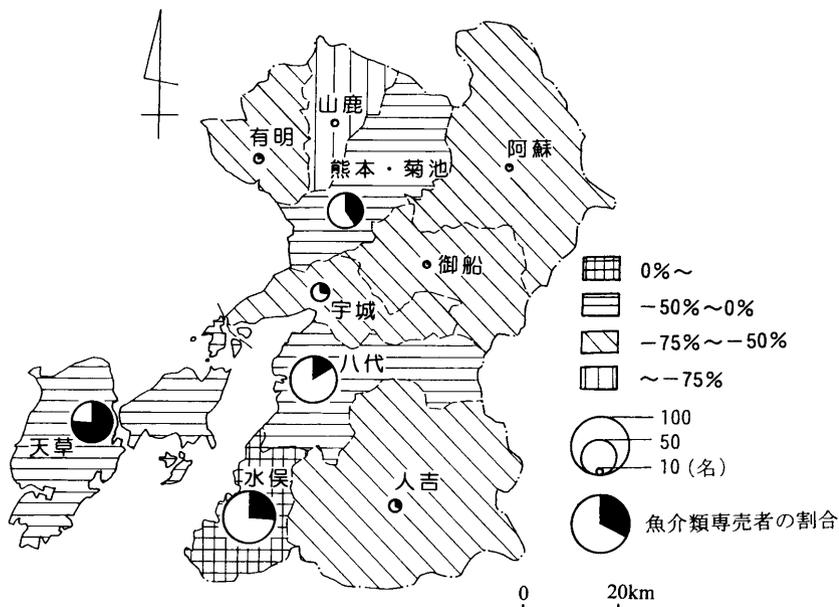
自動車営業は、「食品衛生法」の下、「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」²¹⁾に基づき、これも営業地保健所において許可を得て営業を行っている²²⁾。こちらの許可の有効期間は、かつて新規2年、更新2～4年とされていたが、現在は5年に統一されている。なお、自動車営業では、機械式電気冷蔵施設の設置が義務づけられている。

熊本県でも、経年変化を捉えるデータが得られなかったため、前回調査の1984年と今回の2002年のデータを比較することで、その変容の把握を試みる。その結果、在来型行商人は、499名から301名となった。18年間での減少率が39.7%、年当たり2.2%減少している。一方、自動車営業者は、507名から363名となった。18年間での減少率が28.4%、年当たり1.6%の減となっている。



第8-1図 熊本県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。
保健所管轄区は、2002年現在。一部改変（熊本市・菊池を合わせて表記）。
熊本県健康保健部生活衛生課および熊本市保健所食品保健課などの資料により作成。



第8-2図 熊本県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。

保健所管轄区は、2002年現在。一部改変（熊本市・菊池を合わせて表記）。

熊本県健康保健部生活衛生課および熊本市保健所食品保健課などの資料により作成。

第8-1図、第8-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみでみる。在来型行商で営業者の多いのは、天草管内（138名）、八代管内（85名）であり、全域的に数を減じている中で、有明管内のみ1984年比で5.6%の増となった。一方、もともと数の少なかった内陸部では、営業者0の地区が多くなっており、かつての集中地区であった水俣管内も大幅減となった。これに対し、自動車営業は、水俣管内（84名）、八代管内（77名）、天草管内（63名）、熊本市（61名）に集中がみられる。この中でも水俣管内のみ1984年時点の25名から84名へと236%の大幅増となっており注目される。

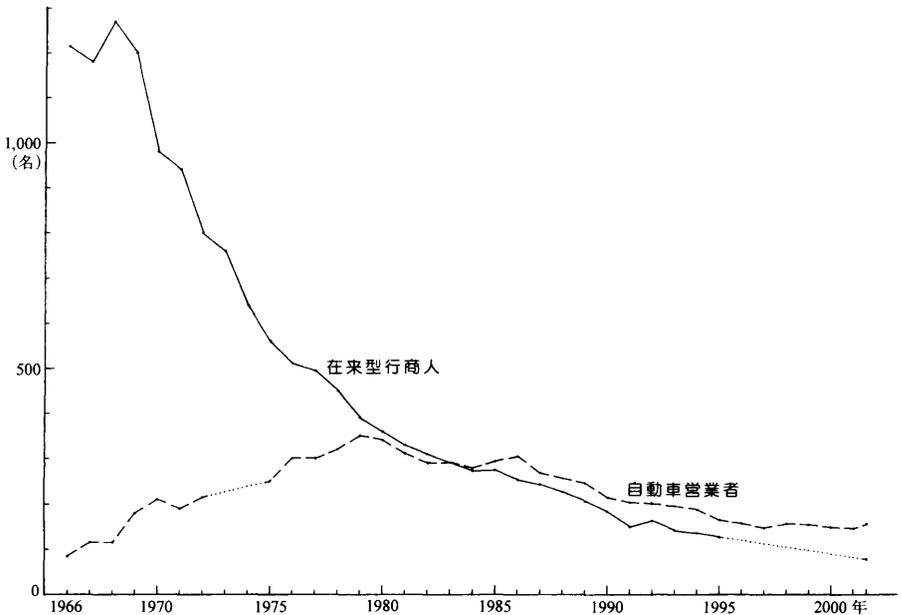
熊本県の自動車営業については、保健所区ごとの魚介類専売車と肉、野菜、菓子などとの混載車の割合に関するデータを入手することができた（第8-2図）。これをみると、熊本県では魚介類専売車の割合が、県全体で34.4%と少ないところに他県と異なる大きな特徴がある。ただし、例外的に天草管内のみ専売車の割合が76.2%となっている。これは、産地市場を抱える天草管内において、軽トラックなど小型の魚介類専用車が卓越するのに対し、都市や農村部を商圏とする場合には、多様な需要に対応するために、2トンクラスの比較的大型の車に肉、野菜、菓子などを混載して営業している例が多いためである²³⁾。

(6) 宮崎県

宮崎県には、在来型行商に関する条例法規として「食品等取扱条例」²⁴⁾があり、営業者は、これに基づいて、営業地保健所において登録を経て営業を行っている。この登録の有効期間は、かつての1年から4年に延長されている。なお、在来型行商では、断熱材を巡らした容器と氷雪等による保冷、取扱いにおける衛生面への配慮などが義務づけられている。

自動車営業は、「食品衛生法」の下、「食品衛生法施行条例」²⁵⁾に基づき、これも営業地保健所において許可を得て営業を行っている。こちらの許可の有効期間は、かつて新規2年、更新2～4年とされていたが、現在は5年に統一されている。なお、自動車営業では、機械式電気冷蔵施設の設置が義務づけられている。

第9図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、宮崎県衛生管理課の資料が残っている中では1968年の1,270名が最大であったが、2002年現在でわずか79名となった。34年間での減少率が93.8%、年当たり2.8%減少した。年当たりの減少率を1983年以降でみると、3.8%の大幅減となる²⁶⁾。一方、自動車営業者は、1979年の350名をピークに減少に転じ、2002年現在で157名となった。ピーク時からの減少率が55.1%、年当たり2.4%の減となっている。



第9図 宮崎県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

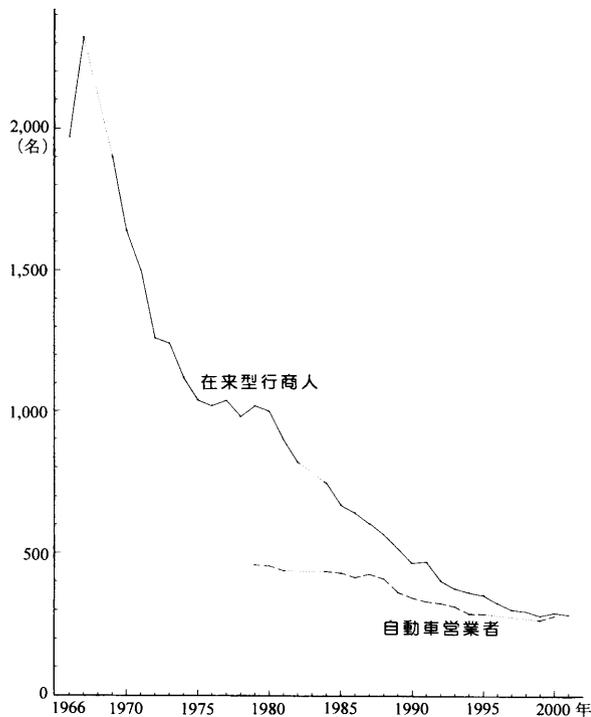
宮崎県福祉保健部衛生管理課、宮崎市保健所他県内8保健所などの資料により作成。

第10-1図、第10-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみてる。在来型行商では全域的に営業者が激減しているが、県北の日向・延岡管内がともに23名と集中地区を形成している。自動車営業も、県北の日向管内（40名）、延岡管内（33名）に集中がみられる他、営業者は5名と少ないものの高千穂管内で1983年比25%の増となった点が注目される。

宮崎県についても個別に保健所に問い合わせることで、保健所区ごとの魚介類専売車と肉、野菜、菓子などとの混載車の割合に関するデータを入手することができた（第10-2図）。これをみると、日南管内のみ魚介類専売車が30.0%と例外的に少なくなっているが、県全体では、魚介類専売車の割合が75.8%と高くなっている。これは、産地市場から軽トラックなどの小型専用車を使って営業を行う業者が多いためと判断される。

(7) 鹿児島県

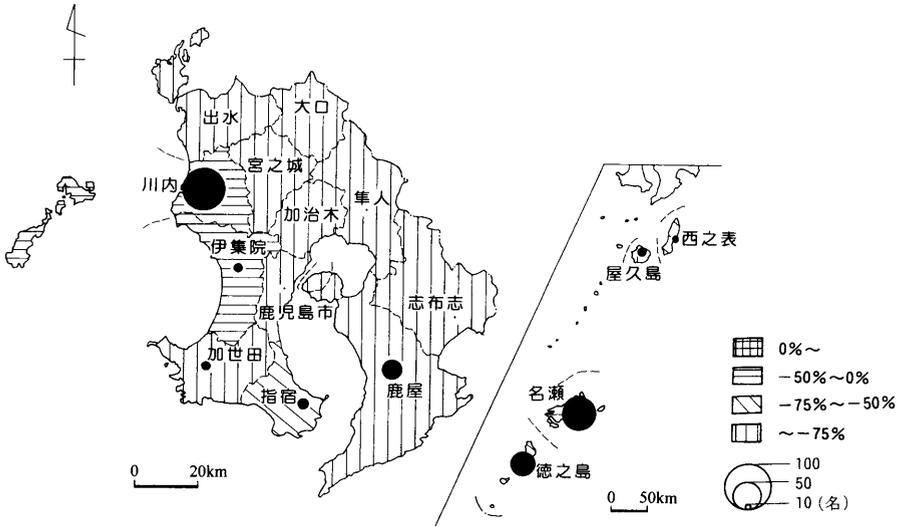
鹿児島県には、在来型行商に関する条例法規として「鹿児島県食品行商取締条例」²⁷⁾があり、営業者は、これに基づいて、営業地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての1年から5年に延長されている。なお、在来型行商では、金属製、もしくは合成樹脂製容器の使用、取扱いにおける衛生面への配慮などが義務づけられている。



第11図 鹿児島県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

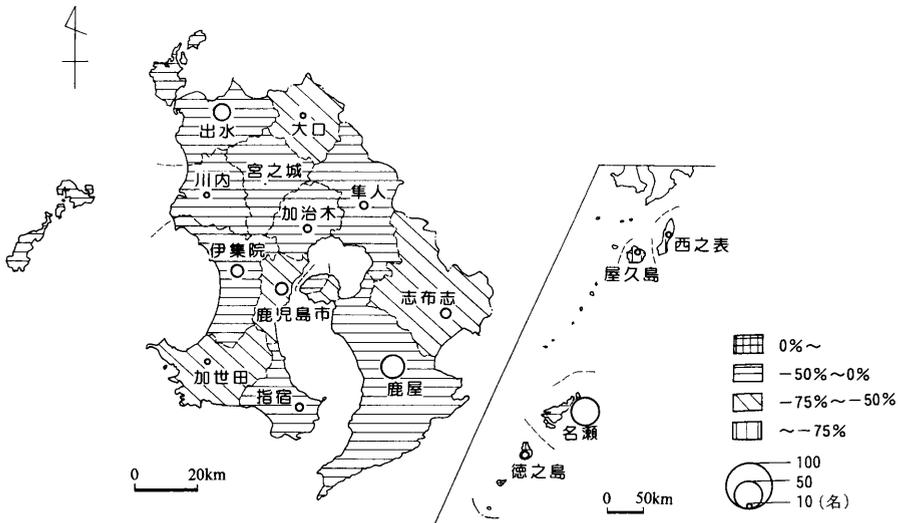
折れ線グラフの点線部分は資料欠。

鹿児島県保健福祉部生活衛生課などの資料により作成。



第12-1図 鹿兒島県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1983～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在。鹿兒島県保健福祉部生活衛生課などの資料により作成。



第12-2図 鹿兒島県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1983～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在。鹿兒島県保健福祉部生活衛生課などの資料により作成。

自動車営業は、「食品衛生法」の下、「臨時営業等の取扱要領」²⁸⁾に基づき、これも営業地保健所において6年更新の許可を得て営業を行っている。なお、自動車営業は、機械式電気冷蔵施設車の他、氷冷蔵方式も可とされている。

第11図をもとに、行商人、および自動車営業業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、鹿児島県生活衛生課の資料が残っている中では、1967年の2,320名が最大であったが、2001年末で287名となった。34年間の減少率が86.7%、年当たり2.6%減少した。年当たりの減少率を前回調査の1982年以降でみると、3.5%の大幅減となる。一方、自動車営業者は、1979年の460名をピークに減少し、2001年末で278名となった。ピーク時からの減少率が39.6%、年当たり1.8%の減となっている。

第12-1図、第12-2図をもとに、営業者の保健所別分布をみてみる。在来型行商では川内管内(87名)や離島部の名瀬管内(55名)、徳之島管内(44名)などの集中地域をあげることができるが、かつて103名を数えた出水管内が0になるなど、全域的に極端な減少がみられる²⁹⁾。自動車営業も、名瀬管内(50名)、鹿屋管内(42名)、出水管内(31名)に集中がみられる。この他、数的にはあまり多くはないが、特に屋久島管内や徳之島管内といった島嶼部で需要の大きさから、営業者の増加している地区がみとめられ注目される。また、鹿児島県も小型の魚介類専売車の多さに特徴があるとのことであった³⁰⁾。

3. 結 び

以上、九州地方各県における水産物由来型行商人と自動車営業業者の数、および活動の変容について個別に解説を加えた。分析の結果、以下のことが明らかになった。

法規上、在来型行商は各県の関連条例、自動車営業は食品衛生法の下、各県の取扱要綱などに基づき、営業地保健所で登録、もしくは許可を得て営業を行っている。なお、登録、許可の有効期間は、対象者の急減と事務の煩雑さの軽減のために、5年程度に延長される例が多くなっている。

在来型行商の行動形態は、各県とも大差はないが、自動車営業については、福岡県と鹿児島県だけが氷冷蔵式保冷車を認めており、他は機械式電気冷蔵庫の設置を義務づけている。前回調査では、東日本で機械式、西日本で氷冷蔵式が一般的であったが、西日本各県でも衛生面における規制強化を図っていることが理解される。

在来型行商人数は、各地で著しく減少している。特に、前回調査時点からの年当たり減少率が3.5%を越える大幅減少を示したのが、大分県と宮崎県、鹿児島県といった東～南九州各県であり、逆に年当たり減少率が3%以内に止まったのが長崎県と熊本県であった。この両県は、産地市場を多く抱える行商活動活発地域といえることができる。

自動車営業業者数も減少傾向にある。ただ、これも県による違いが大きく、ピーク時からの年当たり減少率が3%を越えるのが佐賀県と長崎県であり、逆に年当たり減少率が1%代に止まった自動車営業活動活発地域として、熊本県と鹿児島県があった。

在来型行商人は、九州地方全域で2,107名(県別内訳:福岡県474名、佐賀県256名、長崎県577名、大分県133名、熊本県301名、宮崎県79名、鹿児島県287名)となった。前回調査の1983年時点からの減少率が54.1%、年当たりで約3%の大幅減となった。一方、自動車営業者は、九州地方全域で1,320名(県別内訳:福岡県128名、佐賀県24名、長崎県237名、大分県133名、

熊本県363名、宮崎県157名、鹿児島県278名)となった³¹⁾。前回調査でデータの得られなかった福岡県を除いて、1983年時点からの減少率が47.2%、年当たりで約2.6%の減少となった。

九州地方の場合、中国地方と比べて在来型行商人の減少に関しては大差はないが、自動車営業活動がより不活発で、数も大幅に減じているところに特徴がある。ただ、一律に全域的減少がみられるのではなく、地域的には営業者が大幅に増加しているところもあり、様相は一様ではない。具体的には、在来型行商人が前回調査時より増加したのは、福岡県糸島管内と長崎市、熊本県有明管内の3地区である。これらの地区は、いずれも都市、あるいは都市近郊漁村を含む地区であり、都市の需要の大きさが、周辺地区から行商人を引き寄せていることがわかる。この点については、長崎県の担当者によると、行商人の高齢化により徒歩行商が困難となってきたことと農村地区での需要の減少から、車などで都市へ出て、人が集中するポイントに止まって比較的短時間の露店の営業を行う販売形態へ変化していることが推測されるとの見解を得た³²⁾。また、従来からの移動営業に加えて、1970年代後半より「朝市」と称して、ホテルのロビーなどを使った産直販売の集客イベントが催される例が増え、これに臨時的に出店する行商人もあるとのことであった³³⁾。

一方、自動車営業者が前回調査時より増加したのは、大分県三重管内と熊本県水俣管内、宮崎県高千穂管内、鹿児島県屋久島管内、徳之島管内の5地区であった。こちらは、必ずしも都市需要に頼っているのではなく、むしろ逆に僻地性の強い地区での活動の活発化を指摘することができる。この点については、僻地に強い自動車営業という従来からの性格を維持していることが理解された。

[付記] 本稿の作成に当たり、資料や情報の提供に快く応じていただいた各県、および各保健所食品衛生担当の諸氏に厚くお礼申し上げます。本稿の骨子は、2002年度人文地理学会大会（於 お茶の水女子大学）において発表した。

注

- 1) 中村周作「水産物行商人の空間行動様式 —山陰地方の事例を中心として—」人文地理37-4, 1985, 22-43頁。
- 2) 九州・沖縄地方の中で、前回調査において在来型行商人・自動車営業者数ともにデータの得られなかった沖縄県については、分析対象から省いた。
- 3) 中村周作「中国地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）7, 2002, 1-15頁。
- 4) 調査は、2002年8月6～9日にかけて熊本県庁、佐賀県庁、長崎県庁、福岡県庁、福岡市役所、北九州市役所、大分県庁、9月9日に宮崎県庁、鹿児島県庁をそれぞれ訪問し、統計類と条例に関する資料の入手、および現地状況に関する若干の聴取り調査を実施した。その後、資料の得られなかった中核市、および大分県と宮崎県などに関しては、個別に各保健所に問い合わせることで資料収集を行った。
- 5) 福岡県「福岡県食品取扱条例」（昭和28年8月6日福岡県条例第47号）、および同「福岡県食品取扱条例施行規則」（昭和33年6月17日福岡県規則第20号）。
- 6) 行政的に福岡県と福岡市、北九州市、大牟田市は別扱いになっている。したがって、前回・今回調査ともに個別に問い合わせることで、県全体のデータを得ることができた。
- 7) 福岡県衛生部長通知「特殊形態営業に関する取扱要領の改正について」（平成元年4月1日一衛

食第16号、改正平成10年2月18日九生衛食第274号)。

- 8) 佐賀県「佐賀県食品衛生条例」(昭和34年3月20日佐賀県条例第9号、改正平成13年3月23日)、および同「佐賀県食品衛生条例施行規則」(昭和34年7月29日佐賀県規則第68号)。
- 9) 佐賀県「食品営業車の取扱要綱」(昭和56年7月31日環第491号)。
- 10) 佐賀県厚生部生活衛生課における聴取りによる。
- 11) 長崎県「長崎県食品衛生に関する条例」(昭和30年7月5日長崎県条例第23号、改正平成12年3月24日長崎県条例第57号)、および同「長崎県食品衛生に関する条例施行規則」(昭和30年8月16日長崎県規則第31号)。
- 12) 長崎県県民生活環境部生活衛生課における聴取りによる。
- 13) 長崎県「自動車による食品の移動営業に関する取扱要綱」(昭和52年8月17日環第207号)。なお、中核市である長崎市は、行政上県とは別扱いとなっており、県と同様の行商と自動車営業に関する条例、および取締要綱を有している。
- 14) 長崎県県民生活環境部生活衛生課における聴取りによる。
- 15) 大分県「大分県食品行商取締条例」(昭和48年6月30日大分県条例第32号、改正平成13年7月6日条例第33号)、および同「大分県食品行商取締条例施行規則」(昭和48年7月10日大分県規則第49号)。
- 16) 大分県「自動車による食品営業取扱い要領」。なお、中核市である大分市は、行政上県とは別扱いとなっており、県と同様の行商と自動車営業に関する条例、および取扱い要領を有している。
- 17) 大分県では、自動車営業業者数が把握されていない。そこで今回は、個別に14保健所に問い合わせることでデータと近況に関する情報を得ることができた。
- 18) 大分県生活環境部生活衛生課における聴取りによる。
- 19) 佐伯保健所による。
- 20) 熊本県「熊本県特定食品衛生条例」(昭和50年7月1日条例第25号)、および同「熊本県特定食品衛生条例施行規則」(昭和50年8月5日規則第39号)。
- 21) 熊本県「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」(昭和53年4月1日施行)。
- 22) 中核市である熊本市は、行政上県とは別扱いとなっており、県と同様の行商と自動車営業に関する条例、および取扱要領を有している。なお、熊本県では、県において在来型行商人・自動車営業業者数が把握されていない。そこで前回調査では各保健所に個別に問い合わせ、今回は、熊本市については個別に、県管轄の保健所については、県を通じて問い合わせることでデータや情報を得ることができた。
- 23) 熊本県健康福祉部生活衛生課における聴取りによる。
- 24) 宮崎県「食品等取扱条例」(昭和26年7月17日条例第21号、改正平成10年3月30日条例第5号)、および同「食品等取扱条例施行規則」(昭和26年8月7日規則第51号、改正平成12年6月1日規則第106号)。
- 25) 宮崎県「食品衛生法施行条例」(平成12年4月1日宮崎県条例第18号)、同「食品衛生法施行条例施行規則」(宮崎県規則第107号)。なお、中核市である宮崎市は、行政上県とは別扱いとなっており、県と同様の行商と自動車営業に関する条例を有している。
- 26) 宮崎県では、在来型行商人の数的な減少もあって、1996年より福祉保健部の年次報告からその登録者数が削除されている。そこで今回は、個別に9保健所に問い合わせることでデータをすることができた。
- 27) 鹿児島県「鹿児島県食品行商取締条例」(昭和25年11月8日条例第55号、改正平成11年3月26日条例第15号)、および同「鹿児島県食品行商取締条例施行規則」(昭和25年11月20日規則第107号、改正平成12年3月31日規則第37号)。
- 28) 鹿児島県「臨時営業等の取扱要領」。なお、中核市である鹿児島市は、行政上県とは別扱いとなっており、県と同様の行商と自動車営業に関する条例、および取扱要領を有している。
- 29) 筆者は、かつて出水市名護・築港地区からの在来型行商人の活動の展開、鮮魚行商と干物行商とい

う2タイプによる行商活動の時期的、空間的な違いについて明らかにしたが、今回の調査で、この調査地域でも行商人が0となったことが判明した。中村周作「海産物行商からみた集落間結合とその変化―出水市名護地区と背域との関係を中心に―」歴史地理学紀要26, 1984, 127-146頁。

- 30) 鹿児島県保健福祉部生活衛生課における聴取りによる。
- 31) 先述のように、在来型行商人・自動車営業者数ともに県により統計年にばらつきがあり、2000～2002年現在の数値となっている。
- 32) 長崎県県民生活環境部生活衛生課における聴取りによる。
- 33) 熊本県健康福祉部生活衛生課における聴取りによる。